

【薬学研究科博士課程 学位論文（博士論文）審査基準】

1) 博士論文が満たすべき水準

- ・当該専攻分野において独創性・新規性のある研究成果を示していること。
- ・高度な専門知識と体系的な理解に基づいて研究課題を設定し、独自の研究手法または理論を適切に用いていること。
- ・国際的な学術的水準に照らしても通用する研究成果であること。
- ・学会発表や査読付き学術誌における論文発表などにより、一定の学術的評価を受けていること。
- ・学術論文としての構成・論述が整っており、他者に理解・評価されうる水準で記述されていること。

2) 審査委員の体制

- ・薬学研究科委員会は、その構成員の中より論文審査のため4名の審査委員を定める。
- ・薬学研究科委員会において必要と認めるときは、前項の審査委員に学内外の大学院の教員を審査委員に定めることができる。
- ・審査委員は論文審査委員会を組織する。

3) 審査方法

- ・提出された博士論文を査読して評価するとともに、口頭試問（博士論文公聴会を含む）による最終試験を実施する。
- ・最終学年において、博士論文の本審査に先立ち、予備審査として口頭発表を行い、審査対象としての適格性を判断する。

4) 審査項目

- ・研究課題の独創性と意義
- ・研究手法の高度さ及び適切性
- ・得られた成果の新規性・信頼性・普遍性
- ・学術的貢献度（国内外の学術誌等での発表状況を含む）
- ・論文の構成・記述の明快さ
- ・学術的議論に対する理解力・対応力
- ・倫理的観点の遵守（研究倫理・データ管理・引用等）